

松阪市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 開かれた議会（第4条—第6条）

第3章 公平公正で透明な議会運営（第7条・第8条）

第4章 適切な行政の監視及び評価（第9条—第11条）

第5章 市民本位の政策立案及び提言（第12条—第16条）

第6章 議会力及び議員力の強化（第17条—第20条）

第7章 継続的な議会改革の推進（第21条—第24条）

第8章 補則（第25条・第26条）

附則

松阪市議会（以下「市議会」という。）は、直接、選挙によって信託を受けた代表機関として、二代表制の下、地方自治の本旨に基づき、市民の生活向上と福祉の充実のため、市政を適切に運営していく責務を負っている。

市議会は、市民が安全で安心な生活を送ることができるよう、市民の意見や意思を市政に的確に反映させなければならない。

市議会及び松阪市議会議員（以下「議員」という。）は、公平公正で透明な議会運営に努め、かつ、開かれた議会づくりを推進するなど不断の努力が必要である。

ここに、市議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の下、市議会の基本理念及び基本方針を定めるとともに、市議会と市民との関係及び市議会と松阪市長（以下「市長」という。）その他の執行機関（以下これらを「市長等」という。）との関係を明確にし、市民の負託と信頼に応えることを決意し、この条例を制定する。

【説明】

前文は、この議会基本条例を策定するに当たっての市議会の決意表明であり、市議会のあるべき姿や進むべき方向について記しています。

市議会の基本理念、基本方針を定め、市民との関係や市長などの執行機関との関係を明らかにするとともに、今後、市議会が果たすべき役割と議員の責務を踏まえ、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、市民の負託と信頼に応えていく決意を明らかにするため、この条例を制定するものです。

「市民」という用語について

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、義務を課すものではないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に定義は規定していません。

「地方自治の本旨」とは

日本国憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定されています。

「地方自治の本旨」とは、一般的には「地方自治の本来のあり方」のこととされ、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるとされています。

「団体自治」とは、国から独立した地方自治体を認め、その自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理するという原則のことをいいます。

「住民自治」とは、地方における行政を行う場合にその自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うという原則のことをいいます。

「二元代表制」とは

日本国憲法第93条第2項では、「地方公共団体の長」と「議会の議員」については、住民が直接これを選挙することが定められています。このように地方自治体は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市議会の基本理念、基本方針その他市議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【説明】

この条例は、市民福祉の向上と市政の発展を目的に、市議会の基本理念、基本方針及び基本的事項を定めています。

(基本理念)

第2条 市議会は、二元代表制の下、市民の代表としてその負託と信頼に応え、大局的な視点から意思を決定し、行動する議会を目指して、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

【説明】

市議会のあるべき姿を基本理念として定めています。

地方分権の推進に伴い、議会に対する市民の関心と期待が高まる中、市民の負託と信頼に応えるという議会の役割はますます拡大しています。

このような中、市民に分かりやすく、参加しやすい議会の実現や、公平公正で透明な議会運営はもとより、議員の資質向上とともに、監視機能の強化や市民目線に立った政策の立案、提言など、議会の権能強化が求められています。

今後、市議会としては、市民の声を市政に反映させるべく、二元代表制を十二分に機能させ、市民の代表として、その一翼を担う議会が広く市民の意見や要望等を把握し、大局的な視点から、議員同士が大いに議論を行うことによって、合意形成を図り、団体意思決定機関としての機能を最大限に発揮して、市民福祉の向上と市政の発展に取り組んでいく必要があります。

このようなことから、市議会は、二元代表制の下、市民の代表としてその負託と信頼に応え、大局的な視点から意思を決定し、行動する議会を目指して、真の地方自治の実現に取り組みます。

(基本方針)

第3条 市議会は、市民を代表する議員によって構成される議事機関としての議決責任を深く認識し、前条の基本理念を実現するため、次の各号に掲げる基本方針に基づき議会活動を行わなければならない。

- (1) 積極的な情報の発信を行うことにより、市民に分かりやすく、市民が参加しやすい、開かれた議会運営を実現すること。
- (2) 中立かつ公正を基本とした民主的な議会運営に努めるとともに、透明性の高い議会運営を実現すること。
- (3) 市民の立場から、市長等の市政運営状況を監視し、評価すること。
- (4) 独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組み、市民の視点で議員が十分な議論を行い、市議会としての合意形成を図ることにより、立法機能の充実及び強化を行うこと。
- (5) 広く市民の意思を把握し、市政に的確に反映させるとともに、議員一人一人の資質を高め、議会権能の強化及び活性化に取り組むことにより、議会力及び議員力を強化すること。
- (6) 継続かつ持続的に議会改革の推進に取り組むこと。

【説明】

前条の基本理念を実現するため、市議会が取り組むべき方針として、6つの基本方針を定めています。

- (1) 議会及び議員の活動に対して、市民の関心を高めるとともに、市民への説明責任を果たす必要があることから、より一層の積極的な情報の発信を行うことによって、市民に分かりやすく、市民が参加しやすい、開かれた議会運営の実現を目指します。
- (2) 市民の信頼と期待に応えていくため、議会が市民の代表機関であることを常に自覚し、自由闊達な議論が行えるよう、中立かつ公正を基本とした民主的な議会運営に努めるとともに、透明性の高い議会運営を目指します。
- (3) 議会本来の役割である行政の活動を市民の立場から監視及び評価することにより、適正な行政運営の確保に努めるとともに、議会の議決すべき事件の拡大を行うなどして、行政の監視機能の充実・強化を目指します。
- (4) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、市民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることによって、議員提案による条例の制定等、独自の政策提案及び政策提言に積極的に取り組み、立法機能の充実・強化を目指します。
- (5) 二元代表制を真に機能させるため、議会が意思決定機関として、広く市民の意思を把握し、市政に的確に反映させるとともに、議員一人一人の資質を高め、議会権能の強化と活性化に取り組むことによって、議会力及び議員力の強化を目指します。
- (6) 議会及び議員は、市民に信頼される議会となるよう、不断の努力と研さんを行い、継続かつ持続的に議会改革の推進に取り組みます。

「議事機関」とは

条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関のことをいいます。

日本国憲法第93条第1項において、地方公共団体には、議事機関として議会を設置すると定められています。

「議員力」とは

市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力、すなわち、審議能力、監視能力、政策形成能力、政策立案能力などをいいます。

「議会力」とは

二元代表制の一翼を担う議会として、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち、意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する監視機能、政策形成機能、政策立案機能など、原則的かつ総合的な権能をいいます。

第2章 開かれた議会

（議会からの情報発信）

第4条 市議会は、市民に対し議会活動における取組み及び成果について多様な媒体を用いて積極的に発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。
- 3 市議会は、議案に対する議決の結果及び各議員の表決を公表しなければならない。

【説明】

- 1 市議会の果たすべき事項として、議会活動における取組みや成果についての情報発信及び説明責任について定めています。
- 2 本会議、委員会を初め、全ての会議を地方自治法第115条第1項ただし書に規定する場合（秘密会）等を除き、公開することを定めています。
- 3 議決責任に係る説明責任を具現化するため、議案に対する議決結果及び各議員の表決（意思）を市民に公表することを定めています。

「秘密会」とは

議事公開の原則の例外として、秘密会が認められています。

本会議で秘密会を行うためには、議長又は議員3人以上からの発議により、出席議員の3分の2以上の賛成が必要です。

委員会においても、個人のプライバシーを保護する観点などから、委員長又は委員の発議により、出席委員の過半数の賛成で秘密会とすることができます。

「表決」とは

議会の意思決定に個々の議員が参加するための手段で、議題に対して賛成、反対の意思表示をすることをいいます。

(議会報告会)

第5条 市議会は、議会活動について市民に対し定期的に報告等を行う場（以下本条において「議会報告会」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

- 1 前条第1項に規定する議会からの情報発信及び説明責任を果たす具体策の1つとして、定期的に議会報告会を開催することを定めています。
- 2 議会報告会に関する必要な事項は別に定めるとしてあります。

(市民との連携)

第6条 市議会は、法第115条の2第1項及び第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、専門的又は政策的識見等を審議及び審査に反映させるよう努めなければならない。

2 市議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審査に当たっては、請願者又は陳情者の説明機会の確保に努めなければならない。

3 前項の規定により請願者又は陳情者からの説明を受けた後、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 市議会は、市民の意見を政策立案に反映させるため、市民との意見交換の場を設けることができる。

【説明】

- 1 市民の専門的又は政策的識見等を議会の審議に反映させるため、本会議及び委員会において、地方自治法第115条の2第1項及び第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用していくことを定めています。
- 2 請願・陳情を市民からの政策提案と受け止め、請願者、陳情者が希望した場合は、委員会審査において説明を求めることを定めています。
- 3 請願・陳情の委員会審査において、必要に応じて、請願者、陳情者から意見を聴くことを定めています。
- 4 市民の意見を政策の立案に反映させるため、市民との意見交換を図る具体的な場として、意見交換会を設けることができることを定めています。

「公聴会制度」とは

委員会における予算、その他重要な議案等における審査又は調査において、所属する委員の意見だけでなく、広く委員以外の外部の意見を参考とすることで、審査又は調査を充実させるために開催されます。

「参考人制度」とは

委員会において、当該団体の事務に関し、調査又は審査のため必要があるとき、当事者や利害関係人、学識経験者からの意見を求めるために開催されます。

「請願・陳情」とは

市政などについての意見や要望があるときは、誰でも請願書や陳情書を議会に提出することができます。

請願書を提出するときは、議員の紹介（1人以上）を必要とします。

第3章 公平公正で透明な議会運営

(議会運営の原則)

第7条 市議会は、円滑かつ効率的な議会運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 市議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）の委員の選任に当たっては、公平性及び公正性の確保に努めなければならない。
- 4 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営しなければならない。

【説明】

- 1 合議制の機関である議会として活発な議論を行い、その役割を果たしていくことを定めています。
- 2 正副議長を選出するときは、立候補の届出、所信表明、選挙結果の経過を公開していくことを定めています。
- 3 委員会委員を選任するときは、公平性、公正性の確保に努めることを定めています。
- 4 設置目的に応じた委員会の機能として、その専門性・特性を十分に生かし、機動性を高めるとともに、詳細な議論を尽くすために積極的な委員会運営を図っていくことを定めています。

(会派)

第8条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を共有する議員で構成し、合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。
- 4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

- 1 合議制の機関である議会において、議員は会派を結成し、政策集団として活動ができることを定めています。
- 2 会派は、政策を同じくする議員により構成し、自分たちの政策を実現していくために、会派内で協議し、合意形成に努めることを定めています。
- 3 必要がある場合は、会派代表者会議を開催することを定めています。
- 4 会派及び会派代表者会議に関する必要な事項は別に定めるとしてあります。

第4章 適切な行政の監視及び評価

(市長による政策等の説明)

第9条 市議会は、市の政策、計画、事業その他市長が提案する案件（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にし、及び当該政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項の説明を市長に求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 市の総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 市議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めることができる。

【説明】

- 1 市長が提案する案件を審議する過程において、論点を明確にし、政策の水準を高めるため、6項目にわたる情報提供を市長に求めることを定めています。
- 2 市長が予算案や決算を議会に提出するに当たっては、議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明を市長に求めることを定めています。

(反問権及び反論権)

第10条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。

【説明】

- 1 市長等が議会の審議において、市長等が議員からの質問に答えるだけでなく、論点・争点を明確にし、市民に分かりやすい議論にするとともに、議論の質の向上を図るため、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、問い返すことができることを定めています。
- 2 市長等が議会の審議において、論点・争点を明確にし、市民に分かりやすい議論にするとともに、議論の質の向上を図るため、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等に対して、反対の意見や建設的な意見を述べることを定めています。

「反問権」とは

議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、問い返すことができる質問権のことをいいます。

「反論権」とは

議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等に対して、反対の意見や建設的な意見を述べることができる発言権のことをいいます。

(監視機能の充実及び強化)

第 11 条 議員は、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとし、市長等は文書により回答するものとする。

2 市議会は、議決機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。

3 市議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

【説明】

1 政策等をより深く理解するために、市政に関して、議長を経由して、議員が文書による質問を行うことができることとし、これに対して市長等は文書により回答することを定めています。

2 議決機関としての責任を果たすとともに、機能強化を図るため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議決すべき項目を積極的に別の条例に追加していくことを定めています。

3 市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、通年議会のあり方も含めて調査研究を行うこととします。

「文書質問」とは

通常の議案に対する質疑、一般質問等以外に、文書により執行部の見解を質したり情報提供を求めたりすることができることをいいます。

「議決事件」とは

議会の行う議決の対象となる事項、事柄のことをいいます。

条例によって、地方公共団体に関する事件について議会の議決すべきものを定めることができるとしており、議会の自主性を尊重しています。

「通年議会」とは

定例会の会期を 1 年として閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにすることをいいます。

第5章 市民本位の政策立案及び提言

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第12条 市議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、市民の立場から、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

【説明】

市の政策の水準の向上を図るため、議員による政策の立案機能の強化に努めるとともに、市民の視点に立ち、議員自らが条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案や政策提言を行うことを定めています。

「政策提案」とは

条例の提案や議案の修正、決議等により、議会自らが提案する政策案を市の政策等に反映させるために、市長等に働きかけることをいいます。

「政策提言」とは

市長等が提案する議案のうち、予算など議会に発案権のないもの及び市政全般に対して、議会としての考えを提言することをいいます。

(議員間討議による合意形成)

第13条 市議会は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議員は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

【説明】

- 1 議会は、言論の府であることを十分に認識するとともに、議員間討議の重要性を踏まえた上で、議員同志の自由な討議を中心に運営していくことを定めています。
- 2 議案の審議等で、議会として結論を出す場合、合意形成に向けて議員間で議論を尽くすことを定めています。

(政策討論会)

第14条 市議会は、市政に関する重要な政策、課題等に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

- 1 議会は合議制の機関であることから、市政に関する重要な政策や課題について、議論を深めるとともに合意形成を図るため、政策討論会を開催することを定めています。
- 2 政策討論会に関する必要な事項は別に定めるとしてあります。

(附属機関の設置)

第 15 条 市議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

【説明】

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項において、執行機関に附属機関を置くことができると規定されていますが、議会にはこのような規定がないため、議会活動に関して、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができるよう、ここに根拠規定として定めています。

(専門的知見の活用)

第 16 条 市議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、議決により、法第 100 条の 2 に規定する専門的事項に係る調査を活用し、審査及び討議に反映させるよう努めなければならない。

- 2 市議会は、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 3 前項の調査機関の構成員として、議員を加えることができる。

【説明】

- 1 議案の審査や市の事務に関する調査のため、議決により、地方自治法第 100 条の 2 に規定する専門的事項に係る調査を積極的に活用し、その結果を審査及び討議に反映させることを定めています。
- 2 必要があるときは、議決により、学識経験を有する個人又は団体に構成する調査機関を設置することができることを定めています。
- 3 前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができることを定めています。

「専門的知見の活用」とは

地方自治法第 100 条の 2 において、議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができると規定されています。

第6章 議会力及び議員力の強化

(議会機能の強化)

第17条 市議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めなければならない。

2 議員は、審議、審査及び政策立案能力の向上のため、調査研究を行い積極的な議員間討議に努めなければならない。

3 市議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【説明】

1 議員の資質向上や政策形成、立案能力の向上を目的として、議員研修の充実強化を図ることを定めています。

2 審議や政策の立案能力を向上させるため、調査研究を行い、積極的な議員間討議に努めることを定めています。

3 積極的な議会活動と効率的な議会運営を図るため、必要な予算を確保するよう努力することを定めています。

(政務活動費)

第18条 会派又は議員は、法第100条第14項に規定する政務活動費を政策立案、調査研究その他の活動に資するため、厳正かつ適切に活用する。

2 会派及び議員は、公正性及び透明性を確保し、政務活動費による活動状況を公開する。

【説明】

1 地方自治法第100条第14項を根拠とする政務活動費を調査研究にとどまらず、積極的に政策立案へつなげていくとともに、厳正かつ適切に活用していくことを定めています。

2 公正性、透明性の観点から、政務活動費による活動状況をホームページなどで公開していくことを定めています。

「政務活動費」とは

地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、交付することができる金銭的給付のことをいいます。

(議会図書室)

第 19 条 市議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めなければならない。

2 議員は、積極的に議会図書室を利用するものとする。

【説明】

- 1 議員の調査研究、政策形成及び立案能力の向上のため、議会図書室の充実に努めることを定めています。
- 2 議会図書室を積極的に利用し、有効活用に努めることを定めています。

「議会図書室」とは

地方自治法第 100 条第 19 項において、議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならないと規定されています。

(政治倫理)

第 20 条 議員は、市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

議員の政治倫理は別に定め、遵守することを定めています。

第 7 章 継続的な議会改革の推進

(議会の制度検討)

第 21 条 市議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

【説明】

議会制度に係る地方自治法等の改正があったときや、議会改革の推進に関する基本的事項について調査又は検討する必要があるときは、必要な組織を設置し、速やかに検討することを定めています。

(議員定数)

第 22 条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である市議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

- 2 議員又は委員会が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数の調査比較、市民又は学識経験を有する者からの意見聴取等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【説明】

- 1 平成 23 年に地方自治法が改正され、人口に基づく地方議会の議員定数の上限が撤廃となり、議員定数の決定は、自治体の自主的な判断によるものとなったため、議員定数は、議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めると規定しています。
- 2 市議会として、定数を改正しようとする場合は、人口、面積や市の事業課題、類似団体の議員定数を比較したり、新たな機関の設置を含め、市民や学識経験者から意見を聴くなどにより検討を行い、客観的な判断に基づいて提案することを定めています。

(議員報酬)

第 23 条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

- 2 議員又は委員会が議員報酬を改正しようとする場合は、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬の調査比較、市民又は学識経験を有する者からの意見聴取等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【説明】

- 1 議員報酬は、市民の生活向上と福祉の充実のため、議員の役割と責任を適正に反映させることが可能となるように定めると規定しています。
- 2 市議会として、報酬を改正しようとする場合は、社会経済情勢や市の財政状況、類似団体の議員報酬を比較したり、新たな機関の設置を含め、市民や学識経験者から意見を聴くなどにより検討を行い、客観的な判断に基づいて提案することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第 24 条 市議会は、市議会における政策形成及び立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査並びに法務機能の充実及び強化に努めなければならない。

【説明】

議会の政策立案能力の向上と、議会活動の円滑化、効率化を図るため、事務局の体制整備と強化について定めています。

第 8 章 補則

(他の条例との関係)

第 25 条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図らなければならない。

【説明】

この条例は、市議会の基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定、改廃する場合は、この条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

(見直し手続)

第 26 条 市議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正するものとする。

2 市議会は、前項の検証の結果、市議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じなければならない。

【説明】

条例の検証と対応を定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の前日までの間における第 6 条及び第 18 条の規定の適用については、第 6 条第 1 項中「法第 115 条の 2 第 1 項及び第 2 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第 115 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）による改正前の法第 109 条第 5 項及び第 6 項」とし、第 18 条第 1 項中「政務活動費」とあるのは「政務調査費」と、「政策立案、調査研究その他の活動」とあるのは「政策立案及び調査研究」とし、同条第 2 項中「政務活動費」とあるのは「政務調査費」とする。